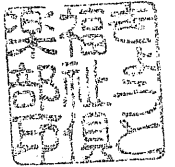


2017年12月8日

高槻市役所
健康福祉部
部長 西田 誠 様

ケアプランセンター [REDACTED]
管理者 [REDACTED]
ケアプランセンター [REDACTED]
管理者 [REDACTED]
きょうと福祉倶楽部
管理者 有田 和生



公開質問状

日頃市民の健康と福祉の増進にご尽力頂き感謝致しております。

さて、今般長寿介護課の介護保険の運用に公平さを欠く運用が疑われますので、ここに質問させていただきます。

貴職におかれましては大変ご多忙の中恐縮ではありますが、12月20日までに文書にてご回答頂きますようお願い致します。

なお、この質問状は回答の有無を含め、議会各会派ならび報道機関にも公開致します。

質問事項

1. 高槻市は介護保険の「軽度者への福祉用具貸与」について独自に適用期間を定めています。

具体的に適正な貸与期間を判断する尺度を持たず、個々人個別に適用期間を定めた根拠は何でしょうか？

(貴市担当者は国が示した3項目以外の判断基準は無いことと、高槻市が独自に期限を判断する指針は作成されていないことをお認めになっています。)

2. だとするならば、基準が無いなか、ある人は半年、ある人は1年と適用期間に差ができることは行政の公平性が担保出来ないこととなります。

そのような担当者の「さじ加減」で適用期間に差が出る運用に問題はありませんか？

問題がないとするならば、その根拠をお示し下さい。

3. 高槻市が独自に適用期間を定める運用について厚生労働省の見解とは乖離がありません。貴市の運用について疑義の照会行いましたか？

4. 高槻市が国が示してもいない「独自の適用期間」を定めた理由をお示し下さい。

以上

(回答送付先)

高槻市 [REDACTED]
ケアプランセンター [REDACTED]